平成２５年（フ）第４６１５号
東京都荒川区南千住３丁目26番11号
破産者　株式会社ベリー
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６１６号
東京都荒川区南千住８丁目３－５－709、住民票上の住所東京都荒川区南千住３丁目26－11
破産者　山中　　繁
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６３８号
東京都台東区浅草２丁目27番15号
破産者　株式会社ジェイエッチアイ
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６３９号
東京都台東区浅草２丁目27番15号
破産者　協和建業協同組合
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６４０号
東京都葛飾区立石８丁目６－１－502
破産者　木村　昭光
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６５０号
東京都港区六本木４丁目８番７号
破産者　株式会社メディアダンク
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６５１号
岩手県釜石市小佐野町２丁目２－12－２Ｆ、開始決定時の住所東京都練馬区高松１丁目37－14－301
破産者　板澤　　亘
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８１２号
神奈川県座間市入谷４丁目2654－14－202、開始決定時の住所神奈川県海老名市上今泉６丁目22－１－201
破産者　近藤　之美
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０２９号
東京都葛飾区新小岩２丁目１－23－708
破産者　太田佐代子
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３６１号
東京都立川市柏町４丁目16－13　グランボヌールＫＥ－Ｅ棟203
破産者　山口　倫央
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４３３号
神奈川県愛甲郡愛川町中津4813－１－201
破産者　ベガ　ゴンザレス　ホセ　ルイス
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４３４号
東京都北区赤羽台４丁目15－８－202
破産者　田中　悦雄
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４４１号
千葉県佐倉市稲荷台１丁目７－３
破産者　角谷沙里奈
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４５１号
東京都大田区西糀谷３丁目29－９
破産者　片桐　保夫
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４６２号
東京都江東区亀戸３丁目11－４－203　藤村方
破産者　白坂　勝志
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５５５号
東京都墨田区緑４丁目36－６－703
破産者　池田　敬子（旧姓檜山）
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５９７号
東京都葛飾区西新小岩４丁目34－６－209
破産者　奥谷　葉子（旧姓加藤）
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６１８号
東京都世田谷区成城２丁目33－３－101
破産者　坂田　達也
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６４７号
東京都八王子市寺田町432　グリーンヒル寺田106－206
破産者　保科　信一
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６４８号
東京都八王子市寺田町432　グリーンヒル寺田106－206
破産者　保科　愛子
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６８７号
東京都江東区大島２丁目３－11　第二ソエダビル501
破産者　安部　浩二
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部